

## 基本計画（各論）



# 基本計画

## 《各論》

みんなで作るまちづくり



【分野】  
み1

みんなが輝き活躍するまちを実現するために

■市民との協働を進めること

- ◇協働を担う組織や団体との連携や体制づくり
- ◇自治会・町内会や地域コミュニティなどへの加入促進
- ◇ボランティア・市民活動の担い手の発掘や育成
- ◇ボランティアをしたい人としてほしい人とのマッチング
- ◇市民参加の実施と参加の促進

■分野の構成

み1-1 市民主体のまちづくりの推進

- み1-1-1 地域コミュニティ強化の取組を進めます
- み1-1-2 ボランティア・市民活動を推進します

み1-2 協働のまちづくりの推進

- み1-2-1 協働によるまちづくりを実践する市職員の育成に努めます
- み1-2-2 市民参加を機軸としたまちづくりを進めます

## み1-1 市民主体のまちづくりの推進

### 施策の目標

地域の絆を大切にし、市民の活動の場や機会を充実させるとともに、市民が主体的にいきいきとまちで暮らすための環境を整えます。

### 現状と課題

東日本大震災の教訓から、地域の力でまちを守ることへの関心が高まるとともに、地域の助けあい・支えあいや絆の重要性が再認識され、地域コミュニティ活動やボランティア・市民活動への関心が高まっています。また、少子高齢化・核家族化の進行に伴い、高齢者の見守りや子育て支援など、地域が抱える課題への対応には市民の協力が必要となっています。

本市では、地域コミュニティ活動、ボランティア・市民活動と連携した市民主体のまちづくりを推進するとともに、コミュニティ施設の改修や公共施設予約サービスの導入など、地域コミュニティ活動、ボランティア・市民活動がしやすい環境づくりに取り組んできました。

今後は、地域コミュニティ活動やボランティア・市民活動を促進するための環境づくりや施設機能を充実させるなどの支援を進めるとともに、地域を担う組織や団体との連携・協力体制を整備し、地域コミュニティの担い手の発掘や育成、世代間交流の促進などさまざまな取組により、安全で安心なまちづくりを推進していく必要があります。

また、地域コミュニティの中心的な役割を担う自治会・町内会を通じて、生活に役立つ情報を市民へ提供するとともに、加入促進活動を進めるなど、地域コミュニティの活性化・再構築に向けた取組を行うことが必要です。

●市のデータ  
(図・表)、写真  
※必要に応じて掲載

### 施策推進のためのキーワード

- ◆地域コミュニティ活動、ボランティア・市民活動への支援
- ◆地域コミュニティの担い手の発掘や育成、世代間交流の促進
- ◆コミュニティ施設の充実

### ●成果指標

※現在調整中

## ○ 課題解決に向けた視点

### み1-1-1 地域コミュニティ強化の取組を進めます

自治会・町内会などの地域活動に参加する市民が少なくなり、地域コミュニティにおける人と人とのつながりが希薄化しています。

一方で、東日本大震災の教訓から、地域の助けあい・支えあいや絆の重要性が再認識されました。

地域のコミュニティ活動の充実、防災・防犯や高齢者への支援、子どもの見守りなどの地域課題解決に貢献するなど、さまざまな面から必要性や重要性が指摘されています。

地域を担う組織や団体との連携・協力体制づくりを進めるとともに、市民への情報提供や意識啓発などにより、地域コミュニティへの加入促進を図ります。

また、地域コミュニティの活動を促進するために施設や環境の充実を図るとともに、担い手の発掘や育成、世代間交流の促進に取り組めます。

●市のデータ（図・表）、写真  
※必要に応じて掲載

### み1-1-2 ボランティア・市民活動を推進します

地域コミュニティの再構築を進めるためには、市民の主体的な活動を活性化することが重要であり、市民主体の活動を進める上でボランティアは大きな役割を担っています。

ボランティアをしたい人と、してほしい人をつなげるために西東京ボランティア・市民活動センターなどと連携し、ボランティア活動に関する情報提供や支援を行います。

また、地域の活動に次世代を担う子どもたちの参加機会を設け、ボランティア・市民活動を推進します。

## み1-2 協働のまちづくりの推進

### 施策の目標

まちづくりに参画する市民や団体と行政が、お互いに理解を深め、それぞれの長所を活かしながら力を出しあい、協働でまちづくりを進めることをめざします。

### 現状と課題

わたしたちの地域社会は、価値観の多様化や少子高齢化などにより環境が大きく変化しており、これまでの画一的な公共サービスだけでは、多様化する市民ニーズに応えることがむずかしい状況となっています。

本市では、西東京市市民参加条例を制定し、市の政策形成過程における市民参加のしくみの充実と強化を図り、市民ニーズにあった施策を行ってきました。

また、協働によるまちづくりに向けた取組として「市民活動団体との協働の基本方針」の策定や、市民協働推進センター「ゆめこらぼ」の設置、NPO等企画提案事業の実施など、協働のまちづくりに向けた基盤整備を進めてきました。

市民参加と協働のまちづくりを推進するためには、行政だけではなく市民自らも地域のことを考え、市政への関心を高めるとともに、ボランティア・市民活動団体、NPOや企業、大学、行政機関などの地域活動を担う組織や団体が協働でまちづくりに取り組むことが重要です。

今後は、こうした取組を継続するとともに、ボランティア・市民活動団体、NPOなどが自立した活動を行えるよう、支援・育成のための検討が必要です。

●市のデータ  
(図・表)、写真  
※必要に応じて掲載

### 施策推進のためのキーワード

- ◆ボランティア・市民活動団体、NPOなどの自立に向けた育成、支援
- ◆ボランティア・市民活動団体、NPO、企業、大学との連携によるまちづくり

### ●成果指標

※現在調整中

## ○ 課題解決に向けた視点

### み1-2-1 協働によるまちづくりを実践する市職員の育成に努めます

これからのまちづくりは、行政だけで進めるのではなく、市民の力が反映できる環境を整えつつ、市民の市政への参加を促進させ、お互いに協力する中で課題を発見し、解決に向けた取組を検討するなど、協働による取組が重要となります。

そのため、市民と同じ視点に立ち、新たな関係性を踏まえた上で課題を共有し、協働によるまちづくりを主体的に進め、目標に向けた取組ができる職員の育成やコーディネーター能力の向上のための研修などに取り組みます。

●市のデータ（図・表）、写真  
※必要に応じて掲載

### み1-2-2 市民参加を機軸としたまちづくりを進めます

わたしたちの地域社会を取り巻く環境は大きく変化してきており、市民の価値観も多様化しています。多様な市民ニーズに的確に対応していくために、さまざまな立場の市民の意見を幅広く聞きながら、政策形成に活かすことが必要です。

西東京市市民参加条例に基づき、政策形成過程において市民意見を的確に取り入れるために、審議会などの市民公募枠の確保やパブリックコメント、市民説明会、市民ワークショップなどの実施のほか、新たな市民参加の手法についても検討を進めます。

### み1-2-3 協働のしくみづくりを進めます

協働を円滑に進めるためには情報提供や支援などのしくみが大切です。

西東京ボランティア・市民活動センターや市民協働推進センター「ゆめこらぼ」を拠点として、ボランティア・市民活動団体、NPOなどへのさまざまな支援を行い、新たな活動の担い手の育成や市民活動のより一層の活性化を図り、協働によるまちづくりを推進します。

また、人材育成や生涯学習の面で大学などとの相互協力事業を行うなど、ボランティア・市民活動団体、NPO、企業、大学が連携したまちづくりに取り組みます。

さらに、市民活動団体、NPOと行政との相互理解を深めるため、「市民活動団体との協働の基本方針」の市職員への周知・徹底を図り、協働の必要性や具体的な進め方などについての研修の充実を図ります。



【分野】  
み2

一人ひとりが尊重される社会を構築するために

■市民との協働で進めること

- ◇多様化する人権問題への対応や啓発活動
- ◇戦争体験の次世代への継承や平和の意義を考える啓発活動
- ◇外国籍市民との相互理解と支援の取組
- ◇男女平等やワーク・ライフ・バランスを推進するための啓発活動

■分野の構成

み2-1 人権と平和の尊重

- み2-1-1 人権尊重意識の醸成を進めます
- み2-1-2 平和意識の醸成を進めます

み2-2 国際化の推進

- み2-2-1 多文化共生社会の形成を進めます
- み2-2-2 外国籍市民へのサービスの向上を支援します

み2-3 男女平等参画社会の推進

- み2-3-1 男女平等推進センター機能の充実を図り、男女平等参画への取組を進めます

## み2-1 人権と平和の尊重

### 施策の目標

人権が尊重され、平和を尊ぶ社会をめざします。

### 現状と課題

学校や職場などさまざまな場所で起きている人権問題や世界で多発する紛争や武力を背景とした平和に対する脅威など、人権・平和を取り巻く状況は多様化・複雑化しています。

本市では、子ども、高齢者、障害者、女性、外国人など、すべての人の人権が守られ、住みやすい地域社会であるために、人権に関する普及啓発事業などを行ってきました。

子どものころから人権を理解し、すべての人が人権尊重意識を高めるとともに関係機関との連携を図りながら、多様化する人権問題への対応や啓発活動などを進めることが必要です。

また、「非核・平和都市宣言」を行い、4月12日を「西東京市平和の日」と定めるなど、平和意識を高めるとともに、普及啓発活動などを行ってきました。

平和事業については、戦争体験者の高齢化などにより、その体験を次世代に継承する人材が減少していることから、若い世代への継承が課題となっています。

●市のデータ  
(図・表)、写真  
※必要に応じて掲載

### 施策推進のためのキーワード

- ◆人権意識と平和意識の醸成のための教育、普及活動

### ●成果指標

※現在調整中

## ○ 課題解決に向けた視点

### み 2-1-1 人権尊重意識の醸成を進めます

さまざまな分野や市民生活のあらゆる場面において、すべての人々の人権が尊重されるための取組が必要です。

東京都人権施策推進指針などに基づき、学校をはじめとしてさまざまな機会や場を通じて、発達段階や実情に応じた人権啓発活動を進めます。

また、関係機関などと連携を図りながら、多様化する人権問題への対応や啓発活動の充実を進めるとともに、特に、近年増加傾向となっている家庭内暴力やいじめ、虐待などの問題解決のため、救出体制の充実を図ります。

●市のデータ（図・表）、写真  
※必要に応じて掲載

### み 2-1-2 平和意識の醸成を進めます

平和へのわたしたちの望みにもかかわらず、今なお世界の各地で地域紛争や武力衝突が発生し、日本人が巻き込まれて犠牲になる事件も起きています。

核兵器の廃絶と世界の恒久平和の実現をめざし、「非核・平和都市宣言」に基づき、平和に関する啓発活動や学習活動を進め、平和意識の醸成を進めます。

また、「西東京市平和の日」などを通じて、戦争体験を風化させないように次世代に継承する取組や、平和の意義を考えていく啓発活動を進めます。

## み2-2 国際化の推進

### 施策の目標

異なる文化の人々との交流を通して、さまざまな生活、習慣、文化などに対する理解を深めるとともに、外国籍市民も暮らしやすいまちをめざします。

### 現状と課題

社会経済のグローバル化の進展に伴い、国際化はますます進んでおり、外国籍の住民数は増加傾向にあります。

今後も学校教育における国際理解や地域交流の促進、市民活動団体などとの協働による支援事業の展開などが望まれています。

市内に暮らす外国人が地域でより快適な生活がおくれるよう、住民サービスやサポート体制の充実に努め、日本人と外国人がお互いに住みやすく、多様な文化や伝統、考え方にふれることができる魅力的なまちを築く必要があります。

●市のデータ  
(図・表)、写真  
※必要に応じて掲載

### 施策推進のためのキーワード

- ◆多文化共生センターを拠点としたサポート体制の整備
- ◆専門性の高い人材育成
- ◆外国籍市民への情報提供

### ●成果指標

※現在調整中

## ○ 課題解決に向けた視点

### み2-2-1 多文化共生社会の形成を進めます

国際結婚の増加や経済の国際化などにより、外国籍市民の長期滞在化・定住化がみられます。それに伴い、外国籍市民が抱える課題も複雑化・多様化しています。

今後はより一層の細やかなサポート体制が必要とされるとともに、地域に暮らす住民としてお互いに理解しあい、活躍できる場の構築が望まれています。そのためにも地域の市民活動団体などとの協働体制が欠かせません。

また、多様な考え方や文化にふれることができる魅力的なまちをめざし、日本や世界の文化にふれる機会を充実させ、学校教育においてもコミュニケーションや国際理解のための教育などを進めることにより、さまざまな国籍、言語、文化、年齢の方が交流し、支えあうことができるように努めます。

●市のデータ（図・表）、写真  
※必要に応じて掲載

### み2-2-2 外国籍市民へのサービスの向上を支援します

外国籍市民が住民基本台帳に記録されるようになり、外国籍市民に対する行政サービスの向上が求められています。

通訳派遣制度、ホームページ、各種パンフレット、案内表示などの多言語化によって、より正確で広汎な人に利用可能な情報提供（情報発信）の体制づくりを進めます。

また、多文化共生センターを拠点として、専門性の高い人材の育成や相談事業の充実、ボランティアネットワークの構築などのサポート体制の整備を進めます。

### み2-3 男女平等参画社会の推進

#### 施策の目標

男女が対等なパートナーとして協力しあい、一人ひとりが自分らしく自立し、個性と能力が発揮できる社会をめざします。

#### 現状と課題

男女平等参画社会の考え方は、男女が性別により差別されることなく、一個人として社会のあらゆる分野に参画する社会の実現をめざしたものであり、基本的人権の尊重にかかわる重要な課題です。

国では平成22年に「第3次男女共同参画基本計画」を策定し、また東京都では平成24年に「男女平等参画のための東京都行動計画2012」と「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定し、男女平等参画社会の推進に努めています。

本市では、男女平等参画社会の実現をめざし、男女平等推進センター「パリテ」を拠点として、情報誌の発行やフォーラムの開催などの啓発活動、女性の人権擁護のための相談支援を進めてきました。また、配偶者などによる暴力などの女性を取り巻く問題を含めた多様化する女性相談などへの対応を図るとともに、情報提供の充実や交流機会の促進、市民活動などへの支援を進めてきました。

今後は、就業形態や価値観の多様化、核家族化の進行などに対応したきめ細かな事業の充実が必要です。また、仕事と家庭・地域生活の調和がとれた生活（ワーク・ライフ・バランス）の実現を推進し、男女平等推進センター「パリテ」の相談業務の充実を図るとともに、市民、市民活動団体、NPO、企業などとの交流やネットワークづくりの取組が必要です。

●市のデータ  
(図・表)、写真  
※必要に応じて掲載

#### 施策推進のためのキーワード

- ◆男女平等推進センター「パリテ」を拠点とした活動
- ◆女性相談などの体制の充実

#### ●成果指標

※現在調整中

## ○ 課題解決に向けた視点

み2-3-1 男女平等推進センター機能の充実を図り、男女平等参画への取組を進めます

性別にかかわらず、一人ひとりが個性を発揮し、働く場、家庭、地域社会などのあらゆる場にだれもが対等な立場で参画する男女平等参画社会の実現は継続して進めるべき課題です。

男女平等参画推進計画に基づき、あらゆる場での男女平等が促進されるよう、男女平等推進センター「パリテ」を拠点として、市民、市民活動団体、NPO、企業などとも連携しながら、講座の開催や交流機会の拡大、男女平等についての情報の提供を進めます。

また、市政においても女性の職域拡大・管理的立場への参画などを進めるとともに、行政委員会、附属機関委員などへの参画も促進します。

さらに、女性をめぐる健康上の不安や暴力などの多様な問題に対応するための相談体制の強化を図るとともに、女性も男性も個人として尊重しあえる意識を醸成し、仕事と家庭・地域生活の調和がとれたワーク・ライフ・バランスを推進するための啓発活動を進めます。

●市のデータ（図・表）、写真  
※必要に応じて掲載



【分野】  
み3

市民が満足し持続発展するまちであるために

■市民との協働を進めること

◇市民と市とのコミュニケーションの活性化

■分野の構成

み3-1 開かれた市政の推進

- み3-1-1 広報広聴の充実に努めます
- み3-1-2 積極的な情報公開を進めます
- み3-1-3 行政手続などの電子化を進めます

み3-2 健全な自治体の経営

- み3-2-1 行財政改革の推進による健全な自治体経営を進めます
- み3-2-2 地方分権時代に対応した政策立案機能の向上と市職員の育成を進めます
- み3-2-3 広域行政の推進を図ります

## み3-1 開かれた市政の推進

## 施策の目標

市民と市との双方向の情報交流を促進するとともに、市民が情報を得やすいしくみを整え、市政への市民参加を推進するための積極的な情報公開をめざします。

## 現状と課題

情報通信技術（ICT）の発達や普及により、市民と市とのコミュニケーション手段は多様化しています。

本市では、市報やホームページ、コミュニティラジオなどの情報媒体を活用し、すべての市民が情報を得ることができるよう、市政の情報提供の充実に取り組んでいます。

情報公開に関しては、公文書の公開や行政資料の提供を行うとともに、「公文書等の管理に関する法律」が平成 23 年に施行されたことにより、自治体においてもこの趣旨に則った適正な公文書の管理が求められています。

今後は、市報の政策広報としての役割の強化、だれにも利用しやすいホームページとして新しいユニバーサルデザインの適用、公文書リストの電子化・ホームページへの公開などを行う必要があります。

また、行政手続などの電子化を継続して推進するとともに、ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の活用に向けた検討などにより、市民とのコミュニケーションの一層の充実が課題となっています。

● 市のデータ  
（図・表）、写真  
※必要に応じて掲載

## 施策推進のためのキーワード

- ◆ 「広報西東京」の充実
- ◆ ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）の活用に向けた検討
- ◆ 市ホームページの利用しやすさの向上
- ◆ 公文書管理の充実・強化と情報公開の体制整備
- ◆ 行政手続などの電子化継続

## ● 成果指標

※現在調整中

## ○ 課題解決に向けた視点

### み3-1-1 広報広聴の充実に努めます

市民と市とのコミュニケーションを円滑にするために、広報広聴は重要です。

市民とのコミュニケーション手段として、広報西東京、ホームページ、コミュニティラジオ、CATV などによる情報発信に加え、情報通信技術（ICT）の発達や普及により、ツイッターをはじめとするソーシャルネットワークワーキングサービス（SNS）などの新たな情報手段の活用に向けた検討を進めます。

また、市のホームページについては、だれもが必要とするサービスにアクセスでき、できるだけわかりやすい情報掲載を心がけつつ、さらなる利便性の向上に努めます。

### み3-1-2 積極的な情報公開を進めます

市政の透明性を担保する上で情報公開制度は重要です。

公文書の開示や行政資料の提供を行うなどの積極的な情報公開を進めるとともに、情報公開請求などにも迅速に対応するため、公文書の保存及び管理のしくみを整備します。

また、公文書は地域・歴史資料としての役割もあることから、市民が利用しやすいしくみづくりに努めます。

市政情報公開の電子化については、一層の市民周知を図り、インターネットによる情報提供を充実させます。

### ●市のデータ（図・表）、写真

※必要に応じて掲載

### み3-1-3 行政手続などの電子化を進めます

情報通信技術（ICT）の活用による行政手続の電子化は、市民に対する行政サービスの質の向上と事務の効率化に大きく寄与します。

地域情報化基本計画に基づき、市政のあらゆる分野における電子化を進めるとともに、市民の利便性向上のため、行政手続の電子化や地域情報化などを継続して進めます。

また、個人情報などを大量に保有する市の情報資産の管理を厳重に行うとともに、その情報を扱う市職員に対する情報セキュリティ教育の徹底を図ります。

## み3-2 健全な自治体の経営

### 施策の目標

コスト意識・マネジメント意識をもった行政運営を行うとともに、市民との連携による運営及び市民に便利でわかりやすいサービスの提供をめざします。

### 現状と課題

厳しい財政状況を踏まえ、持続可能で自立的な行財政運営の確立に向けた行財政改革の推進が必要です。

本市では、平成22年に「地域経営戦略プラン2010」を策定し、行財政改革の推進を図ってきました。

限られた行政資源（予算・人員）の中で、社会動向や環境の変化に柔軟に対応するためには、施策に優先順位をつけて優先度の高い施策に行政資源を集中する「選択」と「集中」による施策の重点化が必要です。

また、効率的な公共施設の運営のため、「公共施設適正配置基本計画」や「公共施設の適正配置に関する基本方針」を定め、今後の公共施設の適正配置の取組の推進を図ることとしています。

今後は、社会や都市構造の変化に対して柔軟に対応し、安定的な行政サービスを維持するため、引き続き健全な自治体経営を行うとともに、市職員の能力向上のための研修の充実や利便性の高い行政サービスの提供、公共施設の適正配置と庁舎の統合に向けた検討を進める必要があります。

●市のデータ  
(図・表)、写真  
※必要に応じて掲載

### 施策推進のためのキーワード

- ◆行財政改革大綱の策定・推進
- ◆公共施設の適正配置・有効活用
- ◆行政評価制度の継続実施
- ◆市職員の育成

### ●成果指標

※現在調整中

## ○ 課題解決に向けた視点

### み3-2-1 行財政改革の推進による健全な自治体経営を進めます

社会経済情勢を的確にとらえた上で、さまざまな事業の推進を図るためには、財政的な裏づけの確保が重要となります。

そのため行財政改革大綱を策定し、市の現状と将来を見据えた自治体経営の適正化、歳出抑制と歳入確保の両面にわたる効率化、効果的なサービス提供のしくみづくりを積極的に進めるとともに、1庁舎体制の検討を含めた公共施設の適正配置・有効活用、民間活力の活用推進やファシリティマネジメントに基づく公共施設の運営など、総合的・長期的な視点に立った経営を推進します。

また、施策や事務事業については、実施状況を定期的に評価・検証するための行政評価制度の運用を継続して実施し、改善・見直しに努めます。

●市のデータ（図・表）、写真  
※必要に応じて掲載

### み3-2-2 地方分権時代に対応した政策立案機能の向上と市職員の育成を進めます

地方分権の進展により地方に権限の移譲が進められ、市町村の自主性や自立性が高められ、自らの判断のもとに、地域の実情に沿った行政を行うことができるようになります。

地方分権の実現に向けて、地域の実態や市民ニーズを的確に把握するとともに、権限の移譲に伴う条例・規則の制定や基準の設定などについての適切な対応を図ります。

また、各分野における政策立案能力や政策法務能力を高めるための研修や各業務において必要な専門性を向上させるための研修などに取り組み、人材育成に努めます。

### み3-2-3 広域行政の推進を図ります

幹線道路、河川、ごみ処理、鉄道連続立体交差事業など、広域的に対応すべき課題については、国、東京都、関連自治体との連携が必要です。

広域的に取り組むことで、より高い効果が得られるような政策・施策については、多摩六都科学館組合などの一部事務組合や多摩北部都市広域行政圏協議会による事業を進めます。

